

白子町監査委員告示第3号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第5項の規定により、白子町職員措置請求について、監査した結果を次のとおり公表します。

令和3年4月24日

白子町監査委員 前田 一郎

第1 請求人

(白子町在住者)

第2 請求の内容

請求人から令和3年2月26日に提出された白子町職員措置請求書及びその事実を証する書面並びに令和3年3月22日に提出された追加資料(以下「監査請求書等」という。)の内容をまとめると以下のとおりである。

(令和3年2月26日白子町職員措置請求書)

第1 請求の要旨

1 請求の趣旨

- (1) 白子町長 (略) (以下、「町長」という。)は、町税である固定資産税(償却資産)の賦課徴収にあたり、農家の有する償却資産にかかる固定資産税を賦課すべきところ、その職務権限を適正に行使すれば、公金の賦課徴収をなしうるにもかかわらず、故意にそれをしていない(公金の賦課、徴収を怠る事実)。
- (2) それにより白子町(以下、「町」という。)は、本来得られるべき税収を得られず、損害を被っている。
- (3) よって、町長に対し、賦課決定権(地方税法第17条の5)を有する法定納期限翌日から起算して5年ないし7年を経過しない課税客体を有する納税義務者については、調査のうえ、賦課徴収するように是正させることを求める。

また、町は、賦課決定権を失った税収相当額について、その損害

の賠償を町長へ請求するよう求める。

2 本件住民監査請求（以下、「本件請求」という。）の請求根拠（違法性ないし不当性）について

（1）本件請求における具体的事実の指摘

白子町議会議員から、令和2年12月、白子町議会令和2年第4回定例会においてされた償却資産にかかる一般質問に対し、町長ないし町税務課長（以下、「町当局」という。）の答弁によれば、農業経営者の償却資産申告件数は3件のみとのことであった（甲1の7頁）。

かかる答弁によれば、3件を除いた農業経営者のほとんどが償却資産の申告を行っておらず、本来町長がすべき固定資産税の賦課を怠っている事実は明らかである。

この点、住民監査請求においては、農業経営者のほとんど全てが申告をしていないことが明らかであっても、その請求に当たり具体的事実の指摘を要するとされている。したがって、3名以上の特定の人物を対象とした監査請求をしなければならない。

そこで、当方を含めた有志の住民が複数の住民に対し、償却資産課税について聞き取り調査を行ったところ、未申告である農業経営者が数多く散見された。そのうち、償却資産申告がされていない蓋然性があり、かつ公職、ないし公職にあった者を本件請求の対象者とする事とした。

本件請求によって、町長が職務権限を適正に行使すれば、公金の賦課徴収をなしうるにもかかわらず、故意にそれをしていないと主張する対象者を、以下の5名とした。

ア 白子町長

（略）

イ 白子町議会議員

（略）

（略）

（略）

ウ 白子町前副町長

（略）（家族名義を含む。）

(2) 固定資産税賦課における町長の不作為について

ア 確定申告書作成の支援により申告義務者の償却資産のすべてを把握できていたこと。

町税務課では、毎年確定申告書作成の支援を行っており、特に個人の農業経営者の多くは、税務署ではなく町役場の税務課で申告書の作成を行っている。

その際、申告書の作成支援において、税務課は、農業経営者の課税客体となるべき償却資産(減価償却資産)のすべてを、直接、そして詳細に把握している。

これは、他機関である税務署が保有する申告書を、税務署へ閲覧を請求し、課税客体を把握するといった煩雑な手続きを経ずとも、町が保有している資料により、直接償却資産の存在を把握できているものである。

町はかかる申告の受付により償却資産を、取得時期、取得価格等含め把握しているにもかかわらず、かかる資産に対して何ら調査、課税を行っていない。

イ 補助金交付により償却資産を把握できていたこと。

町主要産業の一つである農業について、町では多くの補助金等を農業経営者へ交付している。

とりわけ、ガラスハウスの建設にかかる補助金の交付については、多額の補助金交付申請にあたり、町は補助金交付者の取得資産を、取得時期、取得価格等含め把握している。

これについても、かかる資産に対して何ら調査、課税を行っていない。

ウ 明らかに不自然な償却資産申告受理件数にもかかわらず、税務調査、及び職権による強制的な賦課を怠ってきたこと。

(ア) 町の農業経営者数について

農林水産省が実施した、2020年農林業センサス調査によれば、町の農業経営者数は、388事業者(うち個人376名、法人等:12団体)である(甲2)。

(イ) 農業経営者の申告率について

町議会議員から償却資産課税に関してなされた議会一般質問

に対し、町当局の回答によれば、農業者の償却資産の申告件数は法人を含め3名しかなく、その申告率はわずか0.8%にも満たない(甲1の7頁)。

(ウ) 税務調査を実施していないこと

町長は、地方税法第353条(質問検査権)及び第408条(実地調査)に基づく調査や、第354条の2(所得税又は法人税に関する書類の閲覧等)に基づき、固定資産税賦課にかかる調査を行う権限があるが、400名弱ある農家のうち、申告者が3名のみという極めて不自然な申告者数にもかかわらず、議会での町当局の答弁によれば、「自主申告を促しているところでありまして、今後もそういうふうにしていきたい。」(甲1の3頁)、「申告を促すように努力」(甲1の7頁)、「私は性善説を取っております。」等と主張(甲1の8頁)している。

その主張によれば、「性善説」により「自主申告」のみの賦課しか実施せず、職権による賦課は今までも、そして今後行うつもりはないと答弁したと解せる。

(エ) 課税客体、及び賦課遺漏を把握しながらそれを是正することなく従前のおり賦課しないことを了としたこと

議会議員から農家の償却資産課税について「他の市町村から白子町はどういう形でやっていますかという問い合わせが数年前にありました。あった中で、町長に伺ったら、今まででよかんべやとこの一言でずっと経過してきたと」との一般質問に対し、町長は「私は決して、今までもよかんべなんていう言葉でやったつもりはありません。やはり各市町村いろんな形でやっておりますので、よそと同じような形であれば問題ないじゃないかということの記憶があります。」(甲1の6頁)と、他の市町村が賦課をしていないのであれば当町も賦課しないことを了としたと解せる答弁をしていた。

他市町村による照会に対し、議会答弁によれば法に反してでも、課税しないことを「問題ないじゃないか」としたことは違法ないし不当性を自認したものである。

仮に、当時賦課していなかった事実が、故意ではなく、賦課遺

漏だったとしても、他市町村から照会された時点で賦課すべき事実を認識していたことを議会での答弁上認めている。

しかしながら現在に至るまで、職権による賦課決定権を行使するに至っていない。

上記のとおり、町長の「問題ない」の一言により、賦課根拠となる資料を町が保有し、課税客体を把握しているにもかかわらず、町は法令に基づかずに固定資産税（償却資産）を賦課徴収せず、自主的に申告した者のみに賦課を行っている（甲1の3頁）。

したがって、町における償却資産課税は、自主的に申告した者には課税がなされ、申告を怠る、または故意に申告をしない者に対しては、申告を促されるのみで、税務調査等による職権課税がなされていないのが現状である。

3 総括

このように町長は、農家の固定資産税（償却資産）について、その課税客体（償却資産）を把握していながらも、「問題ない。」と黙認し、あえて償却資産の賦課を行っていない。

思うに、町長自身や、町長の支持母体に農業関係者が多くいることから、農家に対する課税については政治的目的をもって黙認しているものと思われる。

すなわち、町長は、職務権限を適正に行使すれば、固定資産税を賦課徴収なし得るにもかかわらず、故意にそれをしないことは以上の点から明らかである。

4 結論

よって、請求人は、白子町監査委員に対し、地方自治法第242条第1項の規定に基づき、別紙事実証明書を添付し、請求の趣旨記載のとおり厳正な措置を請求する。

（令和3年3月22日白子町職員措置請求書における追加資料）

白子町長（略）に関する措置請求における追加資料の提出について

第1 証拠により証明しようとする事実

- 1 3法人の固定資産税が課税客体を把握されながらも課税されていないこと

白子町議会議員（略）の陳述によれば、元税務課長であった（略）町産業課長（以下、「(略)」という。）は、陳述書別紙にある3法人について、ガラス温室ハウスが建設当時から課税客体となる可能性を認識しつつも、法人自体が収益事業をしていないため課税対象ではなく、現在に渡り課税されていない旨回答をしている（甲3）。

また、（略）が町議会一般質問において当該ガラス温室への課税をしなくてもよいとするのであれば、その根拠を示すよう問われたものの、町当局は明言を避けている（甲5）。

そもそも、ガラス温室ハウスは一般的に家屋としての要件を充足していることから、償却資産ではなく家屋として固定資産税を課すべきである。

家屋としての課税客体となることを前提とすれば、仮にガラス温室を当該3法人が法人税法上の減価償却資産として計上していないことを理由として、当該資産が課税対象でなくなるものではなく、家屋の存在そのものによって固定資産税が課せられるべきである。

仮にガラス温室ハウスを家屋でなく償却資産として見た場合であっても、税を課税しない理由が町当局においても曖昧であり、租税法律主義における合法性の原則に反する。

したがって、（略）の説明は誤ったものであり、当該3法人が所有する家屋については固定資産税を課税すべきであり、また今まで課税を怠っていた事がわかる。

2 （略）前副町長（以下、「(略)」という。）の未申告の事実、及びその経緯に町が関与していたこと

本町住民である（略）の陳述によれば、（略）が償却資産について未申告であること、及びそれに伴い税金を納めていないことがわかる（甲4）。

この点、（略）が「役場から「税金を払わなくて良いです」と言われ現在に至った。」との発言がある。（略）の有するガラス温室ハウスも償却資産か家屋かといった論点があるものの、本件請求で問題としてきた、「単に賦課すべき固定資産税を、その職務権限を適正に行使せず、公金の賦課、徴収を怠っていた」といったような、不作為的に課税を怠った問題だけではなく、町当局が固定資産税課税にあたり、予

算不足を理由として（略）に対し、違法、かつ作為的に課税を免除していたことがわかる。

思うに、この町当局による予算不足による違法な免税措置は、（略）だけではなく、他の未申告者にも同様に行っている可能性が高いと推察される。

そしてこの既成事実により、以降、町当局は、他の農業者に対しても「負の公平性」を維持するために農業経営者全体へ償却資産課税が行えなくなっていたものと思われる。

つまり、町当局はこの事実を従前から認識しており、申告義務を把握しながらも課税を怠ってきたのではなく、町当局と申告義務者との従前の違法な取り決めによって、もはや課税をすることができなくなっていたのである。

3 町当局が本件請求後もなお、事態是正につき消極的であり自浄作用がないこと

本件請求が提起された後に開催された、令和3年第1回白子町議会定例会における（略）議員の一般質問、及び当局答弁（甲5）によると、今後の対応について、ホームページ、あるいは広報紙等による周知、啓発は行うとの明言はあるものの、職権による賦課については令和2年第4回定例会（甲1）に引き続き一度も明言がない（甲5の2ないし4頁）。

町当局が議会答弁上一貫しているのは、償却資産課税は申告者の「自主申告」に依存しており、今後周知を図っていくとは言っているものの、周知のみであり、農業経営者に対して職権による賦課を行った、もしくは行う事実は確認できないということである。

つまり、昨年12月から白子町議会において問題とされてきた固定資産税の賦課懈怠問題について、町当局による職務権限を行使した強制的な賦課といった自主的な課税懈怠問題の改善は期待できず、監査によりその実態を明らかにし、公正公平な課税の実現のため、改善を行う必要がある。

4 課税客体を認識してもなお当局が課税を行わないことについて、違法性があること

（略）県（略）町において提起された固定資産税の賦課懈怠問題に関

する住民訴訟（甲6）では、（略）町が課税客体を認識しながら課税を怠ってきたことについて、（略）地裁、（略）高裁共に、「自らが持つ権限を行使すれば課税漏れの状態を解消することはそれほど困難なことではなかった。」と町の行為が地方税法に違反しているとして、賠償命令が出されている（（略）地裁令和2年6月24日判決、（略）高裁令和2年12月24日判決）。

なお、この住民訴訟に先立ち提起された住民監査請求が、（略）町監査委員に却下されたことについて、（略）地裁は「（略）町監査委員は原告の適法な請求を不適法に却下」したとして監査結果の不当性を判示している。白子町監査委員においては、監査委員としての職責を認識し、住民訴訟において同様の指摘がなされぬよう、適法に監査されたい。

5 小括

今回提出した証拠により明らかとなった、町と納税者との間で交わされたいわば「密約」によって町当局は申告義務者へ課税を行う事ができなくなった事が強く推察される。

当時の密約を反故にすることができないため、町当局は職権により賦課を行うことができ、かつその事実を認識しているにもかかわらず、あくまでも償却資産課税を申告者の「自主申告」などと称し作為的に課税を怠ってきたのである。

6 結論

よって、監査委員におかれては、今回新たに発覚した町当局による違法行為を含め、当該事実の存否に関する監査を行い、厳正に監査を行う事を強く求める。

なお、町は本件請求と別に、白子町による組織的な違法課税免除問題であることが強く推察されることから、第三者委員会等により本件を調査、公表すべき重大な問題であることを認識し、公正公平な課税の実現に努めるべきである。

第2 請求者（略）

（添付されている事実証明書）

（令和3年2月26日白子町職員措置請求書）

1 甲第1号証 白子町議会令和2年第4回定例会会議録

（（略）町議会議員の一般質問部分）

- 2 甲第2号証 2020年農林業センサス農林業経営体調査結果の概要（概数值）

（令和3年3月22日白子町職員措置請求書における追加資料）

- 1 甲第3号証 白子町議会議員（略）による陳述書
- 2 甲第4号証（略）による陳述書
- 3 甲第5号証 令和3年3月2日、令和3年第1回白子町議会定例会での一般質問における（略）議員の一般質問、及び当局答弁について
- 4 甲第6号証（略）県（略）町とオンブズマン（略）による住民訴訟の経緯について

第3 請求の受理

令和3年2月26日に受付した「白子町職員措置請求書」による住民監査請求（以下「本件監査請求」という。）については、地方自治法（以下「法」という。）第242条第1項に基づく要件を具備しているものと認め、同日付で受理した。

第4 監査委員の除斥

（略） 監査委員は、本件請求の具体的事実の指摘において指名されていることから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条の2の規定により除斥とした。

第5 監査の実施

1 監査対象事項

本件監査請求の要旨及び請求する措置並びに事実を証する書面から、固定資産税に係る「公金の賦課・徴収を怠る事実」について、地方税法（昭和25年法律第226号）及び白子町税条例（昭和35年条例第1号）に基づき監査を行う。住民監査請求においては「対象とする財務会計上の行為又は怠る事実を他の事項から区別し、特定して認識できるよう個別的、具体的に摘示」しなければならないとされているが、請求人からは「本件請求における具体的事実の指摘」により（略）を含む5名の者の氏名のみ掲げられるのみで、監査の対象と

なる具体的な資産の摘示及び具体的な年度の税額や損害賠償額の摘示がないため困難な監査である。

しかしながら、令和3年3月22日に追加提出された甲第3号証別紙において、後記第6・1・(1)記載の3法人所有のガラス温室ハウスについて設立年度、事業費などが摘示された。したがって、この3法人所有のガラス温室ハウスの固定資産税に係る「公金の賦課・徴収を怠る事実」について、令和2年度から過去5年間の監査を行うこととした。

2 監査対象部署

税務課及び産業課

3 監査の期間

令和3年2月26日から令和3年4月22日まで

4 請求人による証拠の提出及び陳述

法第242条第7項に規定する請求人からの証拠の提出については、令和3年2月26日及び3月22日に提出された。なお、請求人の陳述については、令和3年3月23日に実施した。

5 関係職員の調査

(1) 関係職員の調査

監査対象部署に關係書類の提出を求め、令和3年4月13日に総務課長、税務課長及び産業課長から事情聴取を行った。

(2) 調査の要旨

關係書類の確認、精査及び關係職員の事情聴取を行い、本件監査請求に係る公金の賦課・徴収を怠る事実の有無について調査する。

第6 監査の結果

1 事実の確認

監査対象事項に関し、請求人から提出された本件監査請求及び關係職員の調査並びにこれらに係る法令等から、次の事実を確認した。

(1) ガラス温室ハウスの規模

監査の対象となるガラス温室ハウスは以下のとおりである。

ア 農事組合法人 (略)

(略) 建設 面積 (略) 事業費 (略)

- イ 農事組合法人 (略)
(略) 建設 面積 (略) 事業費 (略)
- ウ 農事組合法人 (略)
(略) 建設 面積 (略) 事業費 (略)

(2) 農事組合法人が固定資産税に関し誤認をしていたこと

本件ガラス温室ハウスの所有者である農事組合法人は農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第72条の4の規定により設置される法人で、同法第72条の10第1項各号に規定する事業を行うことができる。

また、前記のガラス温室ハウスを所有する農事組合法人はいずれも同法第72条の10第1項第1号の農業に係る共同利用施設の設置(当該施設を利用して行う組合員の生産する物資の運搬、加工又は貯蔵の事業を含む。)又は農作業の共同化に関する事業を行う、いわゆる1号法人である。

ところが、各法人の組合員は、「自分たちの組合は法人格のみを有し農業生産、経営を行わない」ということから、この法人には所得や資産、負債等がないのであるから、所得税や固定資産税が賦課されないものとの誤った認識をしてしまい、町に対し、ガラス温室ハウスにつき、その取得時である昭和55年頃から今日まで、固定資産税に係る償却資産申告書を提出していなかった。

(3) 各法人の上記誤解に対する町の助長について

町も各法人につき「法人格のみを有し農業生産、経営を行わない」ということ、所得や資産、負債等がない法人であると認識していたから、各法人が所有するガラス温室ハウスについて固定資産税の課税客体には該当しないと判断し、申告を促すことや賦課徴収を行っていなかった。このことが、更に、上記各法人の誤解を助長したものと思われる。

(4) 税務課による償却資産の調査と固定資産税の賦課決定について

税務課においては、地方税法(昭和25年法律第226号)第383条による固定資産の申告を促すとともに、同法第353条による町税吏員等の固定資産税に関する調査に係る質問検査権の行使により、令和2年度においては、令和3年3月22日までに38名に対し

(略) 円の償却資産に係る固定資産税(過年度分を含む)の随時賦課を行っている。

令和2年度当初予算に計上された償却資産に係る固定資産税額は130,591,000円であるから、随時賦課決定により約(略)%の固定資産税の増収になっている。

(5) 町がガラス温室ハウスを課税客体として把握したこと

税務課では、令和2年第3回白子町議会定例会での(略)議員の一般質問を受け、その直後から前記(1)記載のガラス温室ハウスについて、固定資産税の課税客体となるか否かの調査を進めていた。

しかし、その新設当時の文書が長期間を経過したことにより失われていたことや関係者が高齢化していたことから、調査に時間を要することとなったものの、その結果、(2)記載の農事組合法人による事実誤認及び(3)記載の町が各法人の上記誤解を助長していたことを確認し、各法人が所有するガラス温室ハウスを地方税法第341条の固定資産税課税客体として把握するに至った。

このガラス温室ハウスについては、家屋か償却資産かについて、明確な見解が示されていないが、税務課では調査のうえ次のような判断の根拠を得ることができた。

ア 建築確認申請等の手引き(兵庫県県土整備部住宅建築局建築指導課・令和3年4月(改訂)P2)

「ビニール、ガラス等の温室の建築物としての取り扱い」

次のすべてに該当するものは建築物と見なさいことができる。

- ①建設敷地が農地であること。
- ②建設敷地は、温室内外を含めて農業生産物の栽培以外に供さないこと。
- ③建設敷地は、温室内外を含めて形質変更を行わないこと。
- ④ビニール、ガラス、強化ポリエステル等の温室で、主に太陽光を利用するものであること。

イ 近隣自治体においては、同様なガラス温室ハウスについて「償却資産」として固定資産税台帳に登録し、課税していること。

ウ 家屋か償却資産かの判断のため、写真など資料を添えて意見を求めた土地家屋調査士より「償却資産としての課税も考えられるので

はないか」との指摘を受けたこと。

エ（ア） 「地方税法の施行に関する取扱いについて」（平成22年4月1日総税市第16号通知P85）には「例えば鶏舎，豚舎等の畜舎，堆肥舎等は一般に社会通念上家屋とは認められない」とされている。

一方，行政実例では「生コンを生成するバッチャープラントの塔屋の屋根は，機械装置を風雨から保護するために覆いを取り付けたものにすぎず，家屋本来の目的とする空間を形成するためのものではないことから償却資産であり，用途性の観点で判断すべきもの」（昭和55年3月13日自治固第12号山形県総務部長あて自治省固定資産税課長通知）とされている。

（イ） これらを参考に本件ガラス温室ハウスについてみる。ガラス温室ハウスの用途は「野菜など農産物の生育を行う」用途であり，鶏舎，豚舎の「家禽家畜等の生物の肥育を行う」用途と何ら変わりなく，同義であると解する。

また，ガラス温室ハウスはガラスによる屋根及び壁によって空間を形成しているが，この屋根及び壁の用途は「野菜など農産物を風雨から保護するために屋根，壁を取り付けた」ものにすぎず，行政実例にある「機械装置を風雨から保護するために覆いを取り付けた」用途と何ら変わりなく，同義であると解する。

（ウ） 以上のことから，ガラス温室ハウスは「野菜など農産物の生育を行う」用途にのみ利用しうる「施設・設備」であるから，固定資産税課税客体上の家屋ではなく，償却資産であること。

以上により，地方税法第341条第4号に定める固定資産税に係る「償却資産」と認定した。

（参考：地方税法抜粋）

（固定資産税に関する用語の意義）

第341条 固定資産税について，次の各号に掲げる用語の意義は，それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 固定資産 土地，家屋及び償却資産を総称する。
- (2)～(3) 略
- (4) 償却資産 土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資

産（鉱業権，漁業権，特許権その他の無形減価償却資産を除く。）でその減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるもののうちその取得価額が少額である資産その他の政令で定める資産以外のもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない者が所有するものを含む。）をいう。ただし，自動車税の種別割の課税客体である自動車並びに軽自動車税の種別割の課税客体である原動機付自転車，軽自動車，小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を除くものとする。

(5)以降 略

(6) 地方税法における賦課更正の決定及び納税通知の実施

税務課では，前記（5）のとおり各法人所有のガラス温室ハウスを固定資産税の償却資産として把握し，令和3年3月30日に地方税法第417条の賦課更正を行った。

なお，前記のように，ガラス温室ハウスが新設されたときの書類が，時間の経過により既に失われていることに伴い，固定資産課税台帳に登録する取得価額は，整備当時のパンフレット記載の事業費を採用し，固定資産課税台帳に登録した。

賦課更正の期間は，地方税法第17条の5第5項の規定により令和2年度から平成28年度までの5年間と決定し，令和3年3月30日付けで納税通知書を各法人に対し発送した。

固定資産税課税台帳への登録内容は以下のとおりである。

ア 農事組合法人（略）

（略）	取得	取得価額	（略）
課税標準額	平成28年度		（略）
	平成29年度		（略）
	平成30年度		（略）
	令和元年度		（略）
	令和2年度		（略）

イ 農事組合法人（略）

（略）	取得	取得価額	（略）
課税標準額	平成28年度		（略）
	平成29年度		（略）

平成30年度 (略)

令和元年度 (略)

令和2年度 (略)

ウ 農事組合法人 (略)

(略) 取得 取得価額 (略)

課税標準額 平成28年度 (略)

平成29年度 (略)

平成30年度 (略)

令和元年度 (略)

令和2年度 (略)

(参考：地方税法抜粋)

(固定資産の価格等の全てを登録した旨の公示の日以後における価格等の決定又は修正等)

第417条 市町村長は、第411条第2項の規定による公示の日以後において固定資産の価格等の登録がなされていないこと又は登録された価格等に重大な錯誤があることを発見した場合においては、直ちに固定資産課税台帳に登録された類似の固定資産の価格と均衡を失しないように価格等を決定し、又は決定された価格等を修正して、これを固定資産課税台帳に登録しなければならない。この場合においては、市町村長は、遅滞なく、その旨を当該固定資産に対して課する固定資産税の納税義務者に通知しなければならない。

2～4 略

(更正、決定等の期間制限)

第17条の5 更正又は決定は、法定納期限(随時に課する地方税については、その地方税を課することができることとなった日。以下この条及び第18条第1項において同じ。)の翌日から起算して5年を経過した日以後においては、することができない。加算金の決定をすることができる期間についても、また同様とする。

2～4 略

5 不動産取得税、固定資産税又は都市計画税に係る賦課決定は、前二項の規定にかかわらず、法定納期限の翌日から起算して五年を経過した日以後においては、することができない。

2 監査委員の判断

(1) 町長に対し、本件ガラス温室ハウスにつき、固定資産税を賦課徴収するように是正させるよう求めることについて

ア ガラス温室ハウスを所有する農事組合法人の組合員は、「農事組合法人は、法人格のみを有し農業生産，経営を行わない」などということから、長年にわたって、町に対する固定資産税に係る償却資産申告書を提出していなかった。

しかし、地方税法における償却資産の定義は第341条第4号に「土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産」とあり、それは「その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるもの」と規定され、これには「算入されるべき性格のもの」をも含むと解されている。したがって、当該ガラス温室ハウスは現実に減価償却を行っているか否とにかかわらず固定資産税の課税客体となるものであるから、組合員の判断は誤解である（固定資産税実務提要第1巻P237）。

この長年にわたる誤解については町からガラス温室ハウスの所有者に指摘し、同人らは令和3年3月30日に償却資産課税台帳への登録をし、また税務課は賦課更正決定手続きをすることによって、是正された。

イ 町は、本件ガラス温室ハウスを、償却資産と認定した。

不動産登記法は「建物」という用語を用い（同法2条1項）、地方税法は「家屋」という別の用語を用いるうえ（同法341条1号）、地方税法は「家屋」の定義規定を設けていない。また、地方税法は「償却資産」について「土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産」（同条4号）と定めるのみである。そして、地方税法は、ガラス温室ハウスについては種々の態様の物が存在するためか、その具体的取り扱いや基準を明確にしていない。

以上のことから、町ひいては町長には、当該ガラス温室ハウスを、家屋とみるか、償却資産とみるかについて、一定の裁量権があると

解せられる。

本件ガラス温室ハウスをどのような物として認定するかについては、第6・1・(5)記載の総務省の通知(旧自治省も含む。)、兵庫県県土整備部住宅建築局建築指導課作成の手引き、近隣自治体の取扱例を参考にして償却資産と認定したが、それは上記裁量権を著しく逸脱したものとみることができない。

ウ 請求人は、「町長は、職務権限を適正に行使すれば、固定資産税を賦課徴収なし得るにもかかわらず、故意にそれをしない」と主張している。

(ア) しかしながら、前記1(4)で確認したとおり税務課においては、地方税法第383条による固定資産の申告を促すとともに、同法第353条による町税吏員等の固定資産税に関する調査に係る質問検査権を行使し、令和2年度においては、令和3年3月22日までに38名に対し(略)円の償却資産に係る固定資産税(過年度分を含む)の随時賦課を行っている。

(イ) 更に、当該ガラス温室ハウスについても固定資産税課税客体として把握し、償却資産課税台帳に登録し、賦課更正を行った。令和2年度における償却資産に係る固定資産税の賦課更正額は41名に対し(略)円であり、町は職務権限を適正に行使している。

エ 税務課では、(略)議員の一般質問を受けた後、直ちにガラス温室ハウスについて固定資産税の課税客体となるか、産業課と協力し調査を進めていた。

しかしながら、ガラス温室ハウスを新設した当時の関係文書は既に失われており、また、関係者の高齢化に伴い、調査に時間を要することとなったが、各法人が所有するガラス温室ハウスについて、地方税法第341条の固定資産税課税客体として適正に把握した。

なお、請求人は甲第4号証において「密約」があったと主張しているが、(略)町長を含む町職員の中に当該「密約」を知っている職員は皆無であり、またそれを示す書類等の証拠も存在しないためこれを確認することができない。

オ 固定資産税台帳に登録する取得価額については、ガラス温室ハウスを新設した当初の書類が既に失われ取得価格を直接証明する証

抛がないことに伴い、新設した当時のパンフレット記載の事業費から取得価格を推認して固定資産課税台帳に登録している。

地方税法第417条第1項は「固定資産の価格等の登録がなされていないこと又は登録された価格等に重大な錯誤があることを発見した場合においては、直ちに固定資産課税台帳に登録された類似の固定資産の価格と均衡を失しないように価格等を決定し」とあるため、類似の固定資産の価格をもって、当該物件の価額を算出することが望ましい。しかしながら、当該ガラス温室ハウスに類似した固定資産を見つけることは困難であって、パンフレット記載の事業費をもって取得価額とすることは、やむを得ないものと解する。

カ（ア）上記のとおり、税務課は、当該ガラス温室ハウスについて、令和3年3月30日までに、償却資産課税台帳に登録し、地方税法第17条の5の賦課更正を行った。

（イ）また、同条第5項は「不動産取得税、固定資産税又は都市計画税に係る賦課決定は、前二項の規定にかかわらず、法定納期限の翌日から起算して五年を経過した日以後においては、することができない」と規定するところ、税務課においてはこの規定に従い、平成28年度分から令和2年度分までの5年分の賦課更正を行い、農事組合法人（略）、農事組合法人（略）及び農事組合法人（略）の各法人に対し令和3年3月30日付けでガラス温室ハウスに係る固定資産税の納税通知書を発送した。

キ（ア）これにより、町は適正に賦課徴収を行ったと認められる。

（イ）なお、請求人は、「法定納付期限の翌日から起算して7年間を経過しない分についても賦課徴収するように是正することを求める。」旨主張する。

地方税法第18条の2第3項は「偽りその他不正の行為による場合は、時効は法定納付期限の翌日から起算して2年は進行しない。」旨定める。

しかしながら、本件ガラス温室ハウスの所有者が固定資産税に関する申告をしなかった理由は、前記のとおり、「農事組合法人は、法人格のみを有し農業生産、経営を行わない」などという誤解に基づくものであること、その期間は昭和55年ころから今日まで約4

0年間という年月が経過し、長年放置されていたことから、「偽りその他不正の行為」に基づくものとまでは認められない。なお、上記各所有者が、書類を偽造するなどの証拠隠滅をして固定資産税の支払いを免れたとの証拠はなかった。また、本件ガラス温室ハウスの新設当時の書類がない理由は、関係者が証拠隠滅したためなくなったとみるより、約40年の時間の経過によって紛失したとみるのが自然である。

(2) 町は、賦課決定権を失った税収相当額について、その損害の賠償を町長へ請求するよう求めることについて

ア 町は、前記のとおり、本件ガラス温室ハウスにつき、固定資産税を賦課課税した。

イ したがって、町に損害はないこととなる。

3 結論

以上により、先ず、町長に対し、本件ガラス温室ハウスの所有者に対し固定資産税を賦課徴収するように是正させることを求めることについては、既に是正をしたので、理由がないこととなるため、棄却する。

また、町は、町長に対し、賦課徴収権を失ったことによって生じた税収相当額についての損害賠償を請求するよう求めることについては、上記したとおり固定資産税を賦課したので、町に賦課徴収権を失ったことによる損害が発生しないこととなるから、理由がないこととなるため、棄却する。

4 意見

監査の結論は以上のとおりであるが、この際意見を述べることとする。

本件固定資産税の賦課遺漏については、法人及び町の錯誤に起因するものであるが、約40年もの長きにわたり漫然と同様の判断を繰り返していたことは、厳しく指弾される行為である。

監査対象部局においては、社会経済情勢の変化を踏まえつつ、現地調査など課税客体の実態把握に努めるとともに、適宜、税理士などの

専門的知見を活用するなどし、全ての業種における適正な償却資産に係る固定資産税の賦課徴収に努められたい。

以上